

旧花と緑のまち推進センター活用事業者公募要領

2025（令和7）年4月

神戸市

目次

1. 公募の目的	1
2. 公募概要	2
(1) 諏訪山公園の概要	
(2) 公募の対象施設	
(3) 提案にあたっての基本的な考え方	
3. 事業者の資格要件	5
(1) 資格要件	
(2) 応募者の構成	
(3) 応募の制限	
4. 事業実施の条件	6
(1) 事業期間	
(2) 契約方法	
(3) 建物の管理条件	
(4) 土地の維持活動	
(5) 組織体制の確立	
(6) その他	
(7) リスク分担	
5. 募集方法	11
(1) スケジュール	
(2) 公募要領	
(3) 現地説明会	
(4) 質問及び回答	
(5) 応募書類	
(6) 提出先・連絡先	
(7) その他応募に関する留意事項	
6. 事業者の選定	14
(1) 事業者の選定方法	
(2) 選定基準	
(3) 選定結果の公表	
7. 様式集	16
8. 資料集	17

1. 公募の目的

諏訪山公園（中央区）内にある旧花と緑のまち推進センター（建物南側の庭園や北側の駐車場、倉庫等を含む）（以下、「センター」と言う。）は、1979年（昭和54年）に設置され、市民との協働による花と緑があふれる街づくりを総合的に推進するための事務所として使用されました。

センターでは、緑化飾花に関する情報発信や、各種イベントの開催、ガーデニング教室、緑化ボランティアの養成や活動支援等、様々な取り組みを通じて市民の緑化啓発のための施設として機能してきましたが、インターネットやSNSの普及で情報収集しやすい時代になったことから、実地での情報収集の需要が低下してきたため、2022年（令和4年）に閉鎖しました。

神戸市（以下、「市」と言う。）としては、「六甲山の登山支援拠点」や「地域の賑わい拠点」とするとともに、これまでの「花と緑の拠点」を継承する施設として整備をしたいと考えています。

このような背景から、センターを活用して、次の時代にふさわしいにぎわいを創出する事業者を事業提案により公募します。事業者の企画力、経営能力等を最大限活かした事業提案について、総合的に評価し、優れた事業提案をした事業者にセンターの運営管理を担ってもらう予定です。



位置図

2. 公募概要

(1) 諏訪山公園の概要

施設名称	諏訪山公園	所在地	中央区諏訪山町 8
供用面積	42,610 m ²	設置年月	明治 12 年（1879 年） 5 月

(2) 公募の対象施設

① 配置図



② アクセス

- ・市営地下鉄「県庁前」駅から徒歩約 10 分
- ・J R「元町」、阪神「元町」駅から徒歩約 15 分

③ 建物（以下、付帯する設備も含みます。）

用途	造・階数	ライフライン	延床面積	築年
センター棟	R C 造 2 階建	上下水道、電気、 都市ガス、通信	514 m ²	昭和 54 年
倉庫	鉄骨造 2 階建	電気	108 m ²	昭和 54 年
資料庫	R C 造 2 階建	上下水道、電気、 都市ガス	102 m ²	昭和 54 年

④ 土地

- ・面積：約 3,100 m²

⑤ 都市計画による制限

- ・区域区分：市街化区域
- ・用途地域：第二種中高層住居専用地域
- ・建蔽率：60%
- ・容積率：200%
- ・その他規制：第三種高度地区、準防火地域、眺望景観形成地域（ポーアイしおさい公園、ビーナステラス）、土砂災害特別警戒区域（一部）

※眺望景観形成地域（ポーアイしおさい公園、ビーナステラス）の詳細については、下記のホームページをご覧ください。

[https://www.city.kobe.lg.jp/a30028/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/scene/12_v
iew/20_chiiki.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a30028/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/scene/12_view/20_chiiki.html)

（３）提案にあたっての基本的な考え方

提案にあたっては、以下の点に留意してください。

- ① 「都市公園法」（以下、「法」と言う。）第２条第２項に規定する公園施設としてください。
便益施設は、法で規定されたものとし、公園利用者が気軽に利用できる店舗であることが必要です。利用にあたって、予約を必須とする便益施設は認めません。
- ② 既存のセンター棟を活用することとし、以下の内容を含めた提案をしてください。
 - ・地域の賑わい拠点の整備
公園の賑わいを創出し、集客性のある提案
地域のコミュニティ活動への協力に関する提案（例：会議スペースの確保）
子どもたちが遊べたり学べたりするサービスの提供
 - ・登山支援拠点の整備
山を気軽に安全に楽しんでもらえるサービスの提供
新神戸駅にある「トレイルステーション神戸」と連携したサービスの提供
（例：休憩の拠点創出、登山に関する情報発信、登山用品の貸出、ロッカーの設置等）
 - ・花と緑の拠点の整備
かつて、緑化啓発の情報発信拠点であったことを踏まえた、緑化・飾花に関するサービスの提供
 - ・センターの開放感を向上させる等の工事提案
 - ・その他、公園利用者の利便性向上やにぎわい創出につながるサービスの提供
（例：オープンカフェ等の便益施設、ベンチ等の休憩施設設置）
- ③ 建物の管理並びに土地全体の維持活動を事業者でしてください。
- ④ 庭園は、これまで地域住民の憩いの場として親しまれてきた場所であることを踏まえ、引続き公園利用者がいつでも自由に出入りできる構造にしてください。
- ⑤ 樹木は開放感を向上させるために必要な範囲で撤去を提案することができますが、地域のシンボルとなっている樹木を保存する等、既存の樹木や庭園を有効に活用してください。
- ⑥ 登山拠点施設の名称は「トレイルステーション諏訪山」とします。センター全体の名称を提案し、市の承諾を得てください。

⑦ 安定した持続可能な運営ができるように経営してください。

原則、事業期間中は提案内容を継続する必要があるため、実績やノウハウ、収支計画、人員の配置等に裏付けされた現実的で継続可能な提案をしてください。

3. 事業者の資格要件

(1) 資格要件

事業者は以下の要件を満たすものとします。

- ・ 契約締結時点で法人格を保有
- ・ 提案する業務と同種又は類似業務の実績がある
- ・ 提案内容の実施に必要な資格及び免許等を有している

(2) 応募者の構成

- ① 応募時の事業者の構成は、単独の法人又は複数の団体等により構成される共同事業体とします（以下、「応募者」と言う。）。
- ② 応募者は、複数の提案を行うことはできません。
- ③ 応募者は、他の応募者の共同事業体の構成員になることはできない。
- ④ 応募者が共同事業体の場合、代表者の権限や構成団体間の責任分担等を明記した「共同事業体協定書」を締結し、協定書の写しを提出してください。

(3) 応募の制限

企画提案書の応募を受付けた後であっても、審査から選定までの間に、以下のいずれかに該当する場合には、審査対象から除外する。

- ・ 代表者及び役員に破産者及び現に禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
- ・ 「会社更生法」及び「民事再生法」により更生又は再生手続きを開始している法人
- ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは、実質的に経営に関与している団体、役員等が同法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体（「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当する者）。
- ・ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）又は地方税を滞納している団体又は代表者がこれらの税金を滞納している団体。
- ・ 「地方自治法施行令」第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定により、市から入札の参加資格を取り消されている団体。
- ・ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体。
- ・ 本応募要領及び仕様書（案）に定める手続きを遵守しない団体。
- ・ 応募者に虚偽の申請があった場合。
- ・ 提案の採否の働きかけを行う等、選定に関して応募者又はその代理人等の関係者が選定委員と不正な接触をもった場合。
- ・ その他不正な行為があった場合。

4. 事業実施の条件

(1) 事業期間

令和7年9月1日から令和17年8月31日までとします。

ただし、市と事業者の双方に異議がない場合は、さらに最長10年間、期間を延長することができるものとします。

提案内容の実施時期は、市との協議で決めることとしますが、少なくともセンター棟で行う事業は、令和8年4月1日の営業開始を目指してください。

事業者の決定後、速やかに、次の「(2) 契約方法」で定める②～③に関する申請をしてください。

なお、営業を開始するまでの準備期間の使用料は、「神戸市都市公園条例」(以下、「条例」と言う。)第15条に基づき、全額免除します。

(2) 契約方法

- ① 「建物の改修工事(エアコン改修、雨漏り補修)」と「センターの開放感を向上させる等の工事」(以下、「旧花と緑のまち推進センター改修業務」と言う。)は、契約書(案)並びに提案内容に基づき市と内容を協議の上、委託契約を締結します。

なお、契約締結後、当該契約の履行期間中に事業者が、「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたときは、契約を解除します。

- ・市の費用負担(契約上限額):1900万円(税込み)

事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に全て含まれているものとし、市は契約金額以外の費用は負担しません。

- ・契約書(案)は、別紙1の頭書(案)及び別紙2の仕様書(案)、別紙3の委託契約約款を参照してください。

提案は、別紙2の仕様書(案)に記載の内容に基づいてください。

- ・その他の建物改修工事の提案については、市が必要と認めるものにつき、市が(契約上限額)の範囲内で費用負担をします。

- ② 建物は、第5条に基づき管理を許可します。建物の管理を許可する条件として、土地の維持活動を行ってください。

許可にあたり、条例第14条で規定する使用料を市の請求に基づき納めてください。使用料は、1月当たり1,080円/m²とします。

ただし、市会における条例改正が議決された場合は、施行日以降の使用料を議決された使用料とすることができます。現在、1月当たり640円/m²とすることを想定していますが、金額は議決によります。

詳細については、管理許可協定で定めます。

- ③ その他、土地に公園施設を新たに設置する場合や独占して利用する場合は、市と協議の上で法第5条に基づき設置の許可や行為の許可をすることができます。

新たに公園施設を設置する場合は、その詳細について設置許可協定で定めます。

許可にあたり、条例第14条で規定する使用料を市の請求に基づき納めてください。設置をする場合の使用料は、1月当たり440円/m²、行為(独占利用)を許可する場合はその内容により使用料が決まります。

- ④ 使用料を納期限までに納付しない場合は、「神戸市債権の管理に関する条例」第7条に基づき、延滞金を徴収します。
- ⑤ 以下の場合には許可の期間中であっても、許可を取り消すものとします。
- ・事業者の資格要件（応募の条件、資格）を失った場合
 - ・虚偽の申告が明らかになった場合
 - ・使用料の滞納が1年を経過した場合
- ⑥ 事業者は、上記②並びに③の契約期間が満了したとき、又は取り消されたとき、市が現状のままで返還することを承諾した部分を除いて、施設の管理を許可する前の状態に回復して返還しなければなりません。
- この場合、事業者は市に一切の補償を請求することはできません。

（３）建物の管理条件

- ① 事業実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。また、事業に必要な関係機関との協議や手続き等は事業者が自ら行い、その指導に従ってください。
- ② 本業務で発生した廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分して処理してください。また、容器の再利用等による廃棄物減量や分別回収を事業者だけでなく施設利用者にも働きかけることで、廃棄物の発生量抑制に努めてください。
- ③ 法令に定める点検（公共建築物点検、消防設備点検、防火設備点検等）や、防火管理者の設置等、建物の管理に必要な措置を事業者の責任で行ってください。
- ④ 各ライフラインの契約は事業者が実施してください。
- ⑤ 水道光熱費、建物の管理運営（更新を除く建物や設備の補修を含む）及び土地の維持活動の他、必要に応じて実施する警備業務に要する一切の費用は、事業者の負担とします。なお、センター棟には太陽光発電設備（平成16年2月設置、発電容量5kW）がありますが、その余剰電力売電に伴う収益は事業者の収益とします。本太陽光発電設備は設置後、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）を活用していないため、余剰電力の売電先に制約を受けます（非FITに対応した売電事業者のみ）。また、太陽光発電設備がその機能を失ったとしても、市は機能回復に要する費用を負担しません。
- ⑥ 運営時間は応募者による提案事項としますが、周辺住民へ配慮した運営時間を検討し、市の承諾を得てください。
- ⑦ 提供するサービスに対する対価は、事業者が自由に設定できるものとし、事業者の収益としますが、市の承諾を得てください。
- ⑧ 事業実施にあたっては、広報・利用促進活動等に取り組む他、苦情や要望があれば対応してください。
- なお、広報・利用促進活動等の手法及び内容について、予め市の承諾を得てください。
- ⑨ 施設看板の内容や色、配置等は、諏訪山公園の景観に配慮したものを提案し、市の承諾を得てください。
- ⑩ センターは現況有姿で、「（２）契約方法」で定める①～③の契約を行います。既存の設備や什器・机・椅子等の備品を使用することができますが、追加に必要な設備や備品は事業者の負担で用意してください。
- ⑪ 建物の躯体機能に影響を与えない範囲で、外装並びに内装の改修工事を提案することが

できます。市の承諾を得て、事業者の負担で実施してください。

外装：看板の設置や装飾等

内装：間仕切りや内装材、建具の変更等

- ⑫ センター棟以外の建物やビニールハウスは、事業者の負担で解体・撤去することができるものとします。
- ⑬ 来訪者の交通アクセス向上等を目的とした、駐車場整備の提案を行うことができるものとします。
駐車場の整備位置は、歩行者動線を踏まえて検討し、市の承諾を得てください。整備に要する費用は事業者の負担とします。
- ⑭ 諏訪山公園や地域の活性化に寄与するように努めてください。
諏訪山公園内では、日頃から地域住民等による一般利用やイベント等があります。これらの利用と共存を図り、相互に向上できるように配慮してください。
- ⑮ 市や地域住民が主催する事業等に可能な限り協力してください。
- ⑯ 公序良俗に反する活動、宗教活動、政治活動、その他社会通念上不適切と認められる活動の他、提案する業務以外の目的での使用は認めません。

（４）土地の維持活動

- ① 市が実施する公園の管理に加えて、以下の維持活動を実施してください。また、土地の利用に関する苦情や要望があれば対応してください。
- ② 清掃
公園内を美しく保ち、快適に利用できるよう、月４回以上の頻度で清掃をしてください。落葉やごみがあれば取除いてください。
- ③ 除草・草刈り
雑草を取り除くことで公園内の見通しを確保し、公園の美観を良くしてください。
- ④ 樹木の剪定・刈込み
適宜、見通しを悪くしている枝や歩くのに邪魔になっている枝（高さが概ね２～３ｍ以下の枝）等を剪定・刈込みしてください。
- ⑤ 花壇の手入れ
灌水、除草、枯花摘み、摘芯等の手入れをして、花壇全体を良好な状態に維持してください。
- ⑥ ビオトープの管理
トンボや水草、小魚といった昆虫や水生生物の生育に適した環境を創造し、維持するための清掃等をしてください。
- ⑦ 施設の点検
公園利用者が安全に、公園を利用できるよう、土地の中にある園路をはじめ、ベンチや車止め、柵、照明灯、樹木の枝枯れや枝折れ等、異状がないか点検をしてください。
＜異状の点検例＞
 - ・大きな凹凸や石、ガラスなど危険なものはないか
 - ・体の触れる部分に尖った角やささくれがないか
 - ・柵やフェンスにがたつきや歪みがないか

- ・照明灯は消えていないか

異状があれば、直ちに付近への立入りを制限する等、利用者の安全を確保し、市へ報告してください。

- ⑧ 記載なき事項は、市と協議の上で決めるものとします。

(5) 組織体制の確立

公募対象施設を良好かつ十分に管理できる職員の配置並びに組織体制とし、組織体制を市へ届出てください。

また、業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせる場合は、予め市の承諾を得てください。その場合、受任事業者又は請負事業者にも「神戸市個人情報保護条例」の規定を遵守させなければなりません。

(6) その他

- ① センター棟北側の斜面について、令和8年度以降に法面工事が予定されています（令和7年度の設計業務を踏まえて工期が算定されます）。それに伴い、センター等北側の敷地並びに資料庫、倉庫の使用が制限される可能性があります。

使用が制限される期間は、制限を受ける面積の使用料を全額減免します。

- ② 本施設は事業者が決定するまでの間、機械警備（セコム）、KOB Free Wi-Fiを導入しています。継続して利用する場合は、事業者の負担で継続することができますので、市に申し出てください。

(7) リスク分担

事業期間内の主なリスクに対する負担区分は、次のとおりとします。

リスクの種類	内容	負担区分	
		市	事業者
法令変更	税制度の変更		○
	その他、事業に影響のある法令の変更 (条例改正に伴う料金改定を含む)	協議事項	
運営リスク	事業に起因する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応		○
	事業に伴い第三者へ損害を与えた場合		○
	建物の管理瑕疵（建物や備品等の不備）		○
	建物や備品等の損傷	○※1	○※1
	土地の管理瑕疵 (土地の維持活動の不履行に起因するもの)		○
	土地の管理瑕疵（上記以外のもの）	○	
不可抗力	自然災害等による業務の変更・中止・延期	協議事項※2	
	物価や金利の変動		○
	競合施設による利用者減、収入減		○

	当初の需要見込みと異なる状況		○
事業の延期・中止	市の事由による遅延・中止	○	
	事業者の事由による遅延・中止		○
	事業者の事業放棄・破綻		○
不履行	市の事由による契約不履行	○	
	事業者の事由による契約不履行		○

※ 1 建物や備品等が損傷した場合の対応

- ・事業者の故意又は過失によるものは、事業者が補修又は修繕等をしてください。
- ・建物の躯体機能が著しく低下した場合は、市が補修又は修繕等を行います。
ただし、防水等が適切に維持管理されていなかったことに起因する躯体の機能低下やそれに付随した損傷は事業者が補修又は修繕等をしてください。
- ・補修又は修繕等の実施により生じた財産は、市に帰属します。
- ・事業に必要な備品や消耗品は、事業者で整備してください。

※ 2 地震や水害等の自然災害や火災、異常気象への対応

- ・建物の躯体機能が被害を受けた場合、業務の全てを停止するよう命じます。
- ・建物の躯体に影響しない被害を受けた場合、その復旧に要する経費は事業者で負担してください。
- ・災害発生時に、市民の避難場所となる場合や、災害対応のために、業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。
- ・市は事業に対する休業補償をしません。

5. 募集方法

(1) スケジュール

① 公募要領の配布	令和7年4月28日(月)
② 現地説明会の参加申込み	令和7年5月14日(水)
③ 現地説明会	令和7年5月19日(月)
④ 質問の受付	令和7年5月20日(火)～26日(月)
⑤ 質問に対する回答	令和7年6月2日(月)
⑥ 応募書類の受付	令和7年6月3日(火)～7月4日(金)
⑦ 応募内容の審査、 事業者によるプレゼンテーション	令和7年8月上旬
⑧ 優先交渉権者の決定及び通知	令和7年8月下旬

(2) 公募要領

市のホームページからダウンロードしてください。

URL

<https://www.city.kobe.lg.jp/a53249/kurashi/machizukuri/park/oshirase/hanamachikobo.html>

(3) 現地説明会

令和7年5月19日(月)10時～12時の間で現地説明会を実施します。

事業者が決定するまでの間で、建物内部を見学できる唯一の機会となります。

応募者は、必ず現地説明会へ参加してください。

提出書類 現地説明会 参加申込書(様式1)

提出期限 令和7年5月14日(水)17時

提出方法 事務局へ電子メールで提出

(4) 質問及び回答

質問がある場合は、質問書を提出することができます。口頭や電話による質問、提出期間以外の質問には応じません。

提出書類 質問書(様式2)

提出期間 令和7年5月20日(火)9時～26日(月)17時

提出方法 事務局へ電子メールで提出

回答方法 全ての応募者へ電子メールで回答

(5) 応募書類

応募者は、以下の提出書類に必要事項を記入し、①から⑯の順に並べ、正本1部、副本6部を提出してください。

なお、提出書類②～④は、応募者が共同事業体の場合にのみ、代表企業を除く構成員企業毎に提出してください。また、提出書類の⑪～⑯は、代表企業を含めて構成員企業毎に提出してください。

市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがあります。

応募書類を市が確認して、参加資格がないと判断したものは、7月11日（金）までに文書で通知します。

提出書類 ① 参加申込書兼誓約書（様式3）

② 参加申込書兼誓約書（構成員企業用）（様式4）

③ 共同事業体協定書（様式5）

④ 委任状（様式6）

⑤ 業務計画書（様式7）

登山支援拠点の整備、地域の賑わい拠点の整備、花と緑の拠点の整備、その他、公園利用者の利便性向上やにぎわい創出につながるサービスの提供内容、営業開始時期とそれまでの業務工程表が分かるようにしてください。

⑥ 収支計画書（様式8）

⑦ 業務費用提案書（様式9）

旧花と緑のまち推進センター改修業務に要する費用と、その積算根拠が分かるようにしてください。

⑧ イメージパース（A3）

公募対象施設全体、並びに、建物の外装や内装（各階）、活用方法、センターの開放感を向上させる等の工事内容が分かるようにしてください。

⑨ 全体平面図（A3）

公募対象施設のレイアウト、利用者の動線、センターの開放感を向上させる等の工事内容が分かるようにしてください。

⑩ 施設図（A3）

各階の平面図、立面図、各設備の設置箇所等が分かるようにしてください。

⑪ 定款

⑫ 応募団体役員名簿（様式10）

⑬ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）原本1通
（令和7年5月1日以降発行）

⑭ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人のみ）原本1通
（令和7年5月1日以降発行）

⑮ 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュフロー計算書（作成している法人のみ）、注記表）

⑯ 納税証明書

提出期間 令和7年6月3日（火）～7月4日（金）17時（必着）

提出方法 紙と電子データ（CD 又は DVD）を事務局へ持参又は郵送

電子データは、PDF 形式でテキスト情報を含めてください

ただし、法人登録簿謄本等テキスト情報を含むことができないものは、画像化したものでも結構です

応募者が共同事業体の場合、代表者が応募書類を提出してください

(6) 提出先、連絡先

担当 神戸市建設局公園部魅力創造課 白坂、伊東
住所 〒650-8570 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸5階
電話 078-595-6463
電子メール park-miryoku@city.kobe.lg.jp

(7) その他応募に関する留意事項

- ① 応募費用
応募に関する費用は全て応募者の負担とします。
- ② 公募要領の承諾
応募者は応募書類の提出をもって、本公募要領の記載内容に承諾したものとみなします。
- ③ 重複応募の禁止
一つの団体が複数の共同事業体に参加して応募することは認めません。
- ④ 応募内容の変更、又は追加の禁止
原則、提出された書類の変更、又は追加は認めません。
ただし、市が認める場合は、この限りではありません。
- ⑤ 応募書類の返却
応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- ⑥ 提出書類の著作権の帰属と情報公開
応募書類の著作権は応募者に帰属しますが、必要に応じて、市は応募書類の著作権を無償で使用できるものとします。
なお、候補者決定時点以後、情報公開条例の規定に基づき、非公開情報（プライバシー情報、法人等情報）を除いて公開されることがあります。
- ⑦ 市提供資料の取扱い
市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。
また、この目的の範囲内であっても、市の了解を得ることなく第三者に開示したり、使用させたりすることを禁止します。
- ⑧ 虚偽の記載をした場合の取扱い
応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑨ 応募辞退
応募書類を提出後、事情により応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式11）を提出してください。

6. 事業者の選定

(1) 事業者の選定方法

本市で設置した選定委員会において、業務計画書、経営状況等の応募書類及びプレゼンテーションを総合的に審査し、事業者を選定します。

プレゼンテーションは、応募者自らが行うものとし、提出された業務計画書等に基づき実施してください。プレゼンテーションの日時、場所、方法等の詳細は別途、通知します。

審査の結果、ふさわしい提案がなかった場合は、事業者を選定しないことがあります。

なお、業務計画書並びに業務費用提案書に記載した内容は契約事項となるため、原則、遵守してください。やむを得ず変更が必要な場合は、予め市の承諾を得てください。

(2) 選定基準

審査項目	審査の視点	配点
応募者	・賑わいづくり及び活性化に資する施設の運営実績はどうか ・財務状況は良好か ・応募者は市内の事業者（市内に本社のある事業者）か、又は市内の事業者と連携した事業計画となっているか	10 点
建物整備	・建物や立地条件を活かした内容となっているか ＜登山支援拠点の整備＞ ・山を気軽に安全に楽しんでもらえるサービスが提案されているか ・新神戸駅にある「トレイルステーション神戸」と連携したサービスが提案されているか ＜地域の賑わい拠点の整備＞ ・公園の賑わいを創出し、集客性のある提案がされているか ・地域のコミュニティ活動への協力に関する提案がされているか ＜花と緑の拠点の整備＞ ・かつて、緑化啓発の情報発信拠点であったことを踏まえた、緑化・飾花に関するサービスの提供がされているか	50 点
公園整備	・市が求める整備の趣旨を理解し、仕様書（案）に記載する内容以上の提案となっているか（開放感のある整備内容となっているか） ・地域住民の憩いの場として親しまれてきた場所であることを踏まえた整備となっているか ・公園整備費用は内容に照らして、妥当な費用となっているか	15 点
工程管理	・営業開始時期やそれまでの業務工程は適切か	5 点
運営計画	・責任者及び人員等が適切に配置されているか ・提案事業の実現性があるか ・提案事業に継続性があるか	20 点

市内経済への還元	・応募者は市内の事業者（市内に本社のある事業者）か、又は市内の事業者と連携した事業計画となっているか ただし、新神戸駅にある「トレイルステーション神戸」を運営する事業者との連携は加点の対象外とする	12 点
----------	---	------

（３）選定結果の公表

令和７年８月下旬に、応募者全員へ文書で通知します。ただし、選定内容に関する問い合わせには一切応じられません。

また、令和７年８月下旬に、市のホームページで選定結果を公表します。

7. 様式集

- (様式1) 現地説明会 参加申込書
- (様式2) 質問書
- (様式3) 参加申込書兼誓約書
- (様式4) 参加申込書兼誓約書（構成員企業用）
- (様式5) 共同事業体協定書
- (様式6) 委任状
- (様式7) 業務計画書
- (様式8) 収支計画書
- (様式9) 業務費用提案書
- (様式10) 応募団体役員名簿
- (様式11) 応募辞退届

8. 資料集 (PDF 形式)

(1) 昭和 53 年度 花と緑のまち推進センター 新築工事 設計図

その他、詳細な図面は、応募者のみにお渡しいたします。